

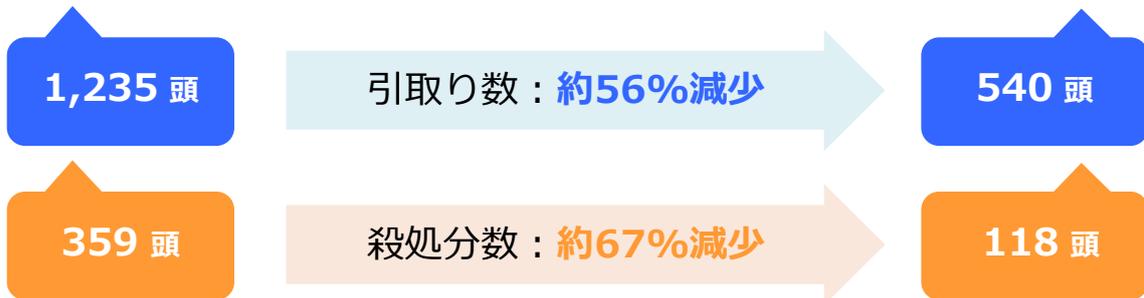
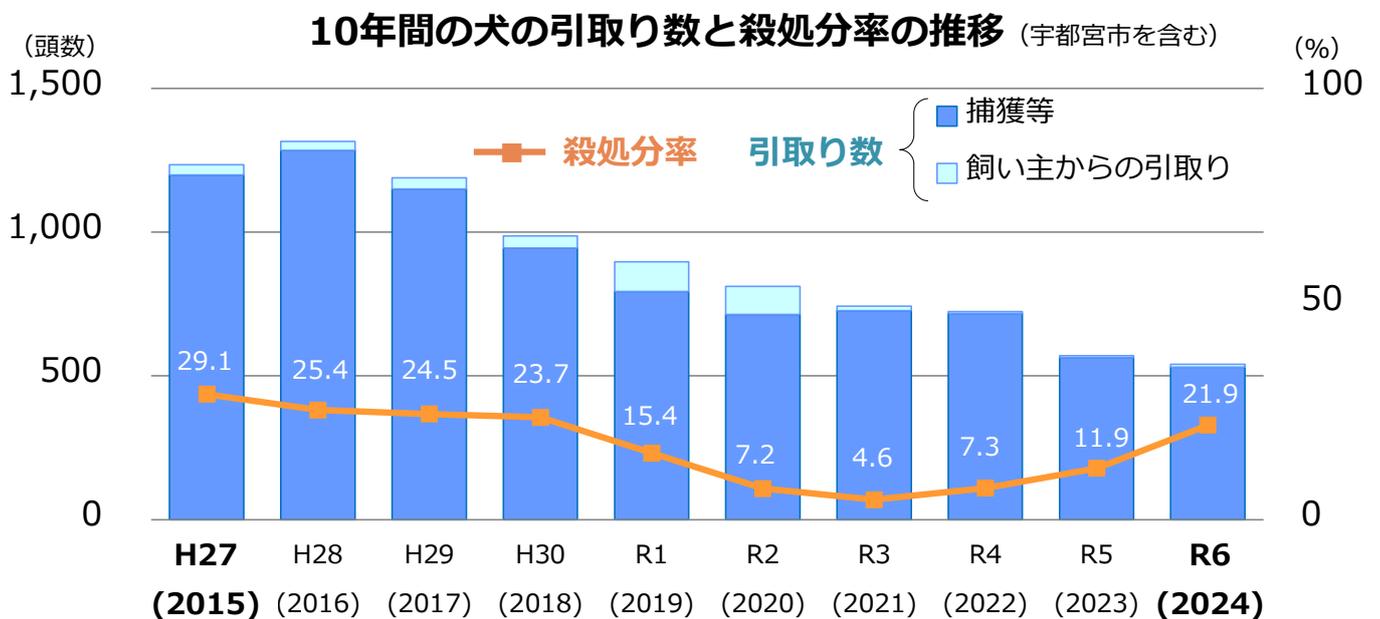
栃木県の現状（犬）

令和6年度には118頭の犬が殺処分になっています

- 飼い主は、条例に基づき、常に犬をけい留[※]しておく義務があります。

※けい留：さくなどの囲いの中に収容したり、固定した物に鎖などでつなぐこと。

- けい留されていない犬は、栃木県動物愛護指導センター（宇都宮市内は宇都宮市保健所）が、引取り（捕獲含む）して収容しています。
- 引取りされた犬について、最終的に元の飼い主が判明しなかったり、新しい飼い主に譲渡されなかった犬は、**安楽殺処分**となります。



- 捕獲した**野良犬のほとんどは一般家庭での飼育に向かず**、多くが殺処分となります。**エサやりは野良犬の数を増やすことにつながります**ので、行わないようにしましょう。
- 飼い犬は必ずけい留して飼育し、万が一逃げてしまった時のために**所有者明示**（鑑札やマイクロチップ）をして飼い主が誰かわかるようにしましょう。

